

住宅用家屋証明の申請に係る添付書類

【新築の家屋】

- ・登記事項証明書（登記簿謄本）または表示登記完了証
※登記情報提供サービスにより取得した場合、照会番号が付与されたものに限りませう。
※建築年確認のため、書面申請の登記完了証の場合、登記申請書が追加で必要となります。
- ・検査済証または建築確認済証
- ・住民票（当該家屋の所在地に住所を移したものの）
- ・認定長期優良住宅または認定炭素住宅として証明を受けるときは、認定通知書の写し

【建築後未使用の家屋】

- ・登記事項証明書（登記簿謄本）または表示登記完了証
※登記情報提供サービスにより取得した場合、照会番号が付与されたものに限りませう。
※建築年確認のため、書面申請の登記完了証の場合、登記申請書が追加で必要となります。
- ・検査済証または建築確認済証
- ・住民票（当該家屋の所在地に住所を移したものの）
- ・認定長期優良住宅または認定炭素住宅として証明を受けるときは、認定通知書の写し
- ・当該家屋が未使用である旨と引き渡したことの証明（引き渡し証明および未使用証明）

【建築後使用されたことのある家屋】

- ・登記事項証明書（登記簿謄本）
- ・売買契約書または登記原因証明情報
- ・住民票（当該家屋の所在地に住所を移したものの）
(建築後20年超（一定の場合は25年超）の場合のみ次の書類も必要)
- ・耐震基準適合証明書または住宅性能評価書の写しまたは既存住宅売買瑕疵担保責任保険付証明書

【建築後使用されたことのあるもの（中古住宅）で、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項に規定する特定の増改築等がされた家屋の所有権移転】

- ・登記事項証明書（登記簿謄本）
- ・売買契約書または登記原因証明情報
- ・住民票（当該家屋の所在地に住所を移したものの）
- ・増改築等工事証明書
- ・売買契約書または売渡証書等
- ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険付証明書（租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項

第7号に掲げる工事に要した費用の額が50万円を超える場合のみ)